

第 15 回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月21日(火) 午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第70号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第71号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第5 議案第72号 下限面積(別段面積)の設定について
- 日程第6 議案第73号 新規就農者向け下限面積(別段面積)の設定について
- 日程第7 議案第74号 令和3年秋季農業機械利用料金の設定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第15回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今回の農業委員会総会は、文章であらかじめ送付しております通り、コロナの関係がなかなか落ち着かないということで、協力委員さんにはお休みいただいて、農業委員のみで総会を行うということで、ただ協力員の方もこうも休みが多いと農業委員の役員、協力員という認識も薄れてしまうのではないかと心配をしているところではありますが、今日も愛媛県内、コロナの発生が6名ということで以前のように大勢ではないので、次回からは全員そろっての農業委員会総会ができるのではないかと期待しております。今日、第15回農業委員会総会ということで、事前に次第がでておりますので、その次第に従いまして総会を進めて行きたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、__14__名であります。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第15回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>1番 善家 郁夫 委員</u>、<u>2番 山下 展輝 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、順位3番については委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。</p> <p>該当委員退席後に審議します。</p>
議長	<p>順位1番について、清家茂委員より説明願います。</p>
清家委員	<p>失礼します。議席番号9番 清家です。</p>

	議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
清家委員	9月16日に譲渡人、譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位1番 説明】
清家委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、渡邊康志委員より説明願います。
渡邊委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位2番 説明】
渡邊委員	9月16日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位2番 説明】
渡邊委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	〇〇〇〇委員は、退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位3番について、山下展輝委員より説明願います。
山 下 委 員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第69号 順位3番 説明】
山 下 委 員	9月16日に譲渡人、譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第69号 順位3番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第69号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	事務局は、〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第3 議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。

	【議案書に基づき、議案第70号 順位1番 説明】
水野委員	9月16日に申請人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第70号 順位1番 説明】
水野委員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議長	はい、高田委員。
高田委員	この一体利用地 457.64 m ² 、そして今回の申請地が 366 m ² 、合わせて 820 m ² 超えてるのですが、これ適正面積の要件について、どのように考えられていますか。
事務局	失礼します。一般住宅に関してはおおむね 500 m ² 未満というのがあるのですが、今回、県の担当者に確認したところ、二世帯住宅などでしたらおおむね 1,000 m ² 未満まで大丈夫ですとの確認を取っていますので、今回に関しては二世帯住宅となりますので、大丈夫だと考えます。
議長	高田委員よろしいですか。
高田委員	はい。
議長	他にありませんか。はい、清家委員。
清家委員	生活排水は既存水路に流すと書いてあるのですが、これは浄化槽を経由してですか。それともそのままですか。
事務局	失礼します。こちらに関して確認はしていなかったのですが、今まで通り流すということなので、被害などは出ないと思うのですが、確認しておきます。
清家委員	今どき浄化槽を設置していないとこはないとは思いますが。
事務局	そちらに関しても改めて確認しておきます。
議長	一旦休憩いたします。
議長	議事を再開いたします。
議長	他にありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第70号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 0 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」順位 1 番は、許可相当として県知事に意見を ^{しんたつ} 進達いたします。
議 長	日程第 4 議案第 7 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 順位 1 番から、事務局より説明願います。
事 務 局	はい、それでは順位 1 番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第 7 1 号 順位 1 番から 8 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 1 番から 8 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 7 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 8 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 1 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 8 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 5 議案第 7 2 号「下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局	失礼します。 議案第 7 2 号「下限面積（別段面積）の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第 7 2 号 説明】
事 務 局	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第72号「下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第72号「下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示いたします。
議長	日程第6 議案第73号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	失礼します。 議案第73号「新規就農者向け下限面積（別段面積）について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第73号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	（質問、意見等なし）
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第73号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第73号「新規就農者向け下限面積（別段面積）の設定について」、原案のとおり公示いたします。
議長	日程第7 議案第74号「令和3年秋季農業機械利用料金の設定について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局	議案第74号「令和3年秋季農業機械利用料金の設定について」を説明します。
	【議案書に基づき、議案第74号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	（質問、意見等なし）
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第74号「令和3年秋季農業機械利用料金の設定について」、原案のと

	おり設定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第74号「令和3年秋季農業機械利用料金の設定について」、 原案のとおり設定することといたします。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第15回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1 番
	2 番